

令和3年度憲法週間共催行事 裁判官へのインタビュー

＜広島家庭裁判所編＞
～三好治裁判官に聞いてみました～



●簡単に自己紹介をお願いします。



広島家庭裁判所の裁判官の三好治です。裁判官になってから7年を経過したところで、裁判官の中ではまだまだ若手です。出身は福岡県久留米市で、裁判官になってからは横浜、北九州で勤務し、昨年の4月から広島家庭裁判所で働いています。趣味といえるほどではないですが、広島に来てからは、通勤時間中に小説を読むのが日々の楽しみです。

●現在の仕事内容について教えてください。

家庭裁判所で扱う事件は、大きく少年事件と家事事件に分かれますが、現在、私は、その両方を担当しています。

まず、少年事件は、未成年者が犯罪をした場合に、どのような処分にするかを決めるものです。未成年者が犯罪をした場合、大人と同様に、警察官や検察官が捜査をし、その後に事件が家庭裁判所に送られてきますので、私が関与するのはそこからです。



家庭裁判所には、「家庭裁判所調査官」という職員がありますが、少年事件が家庭裁判所に送られてくると、多くの場合、調査官が、少年やその保護者に会って事情を聴くなどして、少年が非行に至った動機や原因、生育歴、性格、生活環境などの調査を行い、非行につながった少年の問題点等を分析し、裁判官に報告します。

調査官の調査が終わると、少年審判（大人でいう刑事裁判）が行われるのが通常です。審判には、少年とその保護者以外に、少年に弁護士さんが付いていれば、弁護士さんが出席しますし、重大事件の場合などは、検察官が出席することもあります。審判では、少年の言い分を聞いたり、事件を振り返ってもらったりして、最終的な少年に対する処分を決めます。

家庭裁判所での手続の中で、裁判官が少年と接する時間は、審判をやっている間の非常に短い時間（長くて1時間程度です。）に限られますので、審判の場で少年と話す内容を、事前に十分に準備し、その短い時間が、少しでも今後の少年のためになるようにしたいと考えて仕事をしています。

次に、家事事件ですが、家庭裁判所で扱う家事事件は、一般の方が真っ先に思い浮かべると思われる離婚関係の事件以外にもたくさんの種類があります。遺産分割に関するもの、面会交流などの親子関係の事件などを家庭裁判所で扱うことはご存じの方も多いと思いますが、それ以外にも、成年後見や、氏名の変更や戸籍の訂正を許可すること等も、家庭裁判所で扱う事件に含まれます。

私が現在担当している家事事件の中で、最も仕事に占める割合が大きいものは、遺産分割事件です。遺産分割事件は、多くの場合、まずは調停を行います。調停は、裁判官と2名の調停委員で担当します。実際の調停期日は、主として調停委員が進めてゆき、裁判官は、法律上の問題が生じた際や、上手く調停が進まない場合等に、調停委員と相談したり、アドバイスをしたりしながら、全体の進行管理をするといった役割を担います。先ほど説明したとおり、調停期日の進行は、調停委員が主に担当しているので、私の場合、調停期日が入っている日は、1日5～10件程度の調停を同時並行で行っています。期日で事件を進行する中で裁判官の関与が必要になった場合、調停委員に呼ばれて調停室に行き、そこで相談等をして、また別の部屋から呼ばれれば、そちらの部屋に行くという感じで、部屋を移動しながらばたばたと1日を過ごしています。

残念ながら調停での話合いの中で合意ができない場合には、審判という手続に進みます。審判は、話合いによる解決を目指す調停とは違い、判決のように、裁判官が法律に従って、結論を決めるものです。私は、遺産分割事件は、ほとんどの事件で、皆さんに納得して合意してもらう調停の方が好ましい解決であると考えていますので、なるべく調停で解決できるよう、粘り強く説得し、調停で解決することを心掛けています。

その他にも、先ほど話が出た、氏名の変更を許可するといったものや、成年後見関係の仕事があります。その多くは、書類を見て判断して、印鑑を押すという、決裁官のような仕事で、1日当たり少なくとも10件程度、多いときは何十件という単位で決裁をします。書類決裁とはいえ、例えば氏名を許可したりするなど、内容的には人の人生にかかわるとても重要な案件が多いため、慎重に検討しています。



また、裁判官が、事件の処理ばかりやっているかというと、そういうわけではありません。例えば、裁判所内外での会議や協議会があったりするので、その準備をして出席するというのも仕事の一つです。特に、家庭裁判所の仕事は、様々な職種や機関がかかわっている仕事が多く、他の職種や機関との連携が不可欠です。したがって、他の裁判所と比較して、会議等が比較的多く、事件を処理しながらやる仕事してはなかなか大変なのですが、違う立場の方々との協議は、得るものも多いと感じています。

以上のように、色々な種類の業務を並行して担当しているので、少年審判や、家事調停・審判の期日がある日はそれに対応し、その合間で決裁をしたり、次の期日の準備等の他の業務をするなどして日々執務をしています。

●裁判官を志望した理由を教えてください。

身近に法律関係の仕事をしている人はいませんでした。が、高校生の頃、高校のOBの弁護士さんの話を聞く機会があり、そこで、弁護士業務に興味を持ったのが法曹を志したきっかけです。その方は、ご自身が担当されたハンセン病

の訴訟の話をされ、時間の経過とともに、その詳細を忘れてしまったのですが、弁護士ってかっこいいなと感じたことはよく覚えています。そのようなきっかけなので、最初は弁護士志望でしたが、裁判所での司法修習中に、ある裁判官の仕事をする姿を間近でみて、その方がとても楽しそうに仕事をされていたことから、裁判官になりたいと思うようになりました。

● 裁判官になって良かったこと、仕事のやりがいについて教えてください。

私は、根が単純ですので、仕事の中身を人に褒められたり、仕事をする中で誰かに感謝されたりしたときは、仕事を頑張って良かったと感じます。調停や和解が成立したときに、事件の当事者の方や、代理人の弁護士さんから、「ありがとうございました」とか「お世話になりました」と言われるとき、特に、自分の提案した内容で和解や調停ができたとき等、自分の力で事件を解決できたと感じたときには大きなやりがいを感じます。同僚の裁判官が、仕事の関係で喜んでいるのは、「大変な事件で調停や和解が成立した。」というものが多い気がします。

また、裁判官の仕事で一番魅力的だと感じるのは、自分が正しいと考えたとおりの判断ができるということです。こういう風にしたいと考えて、それをそのまま実現できる仕事はそれほど多くないのではないかと思います。裁判官の仕事は、人の人生を左右するような重大な判断をするものです。人の人生を左右するような重大なことについて、自分の考えたとおりの判断ができるという裁判官の仕事は、責任が非常に重い反面、とてもやりがいがあります。進路を決めるときは本当に悩みましたが、今となっては、裁判官になってよかったと心から思っています。

● 家庭裁判所の利用者に対する裁判所の PR をお願いします。

裁判所も役所なのですが、市役所や区役所とは違い、敷居が高いというイメ

ージをお持ちの方が多いと思います。特に裁判官は、一般の方には縁遠い存在のようで、以前、事件に関わった方から、「裁判官って普通の人なんですね。」と言われたことは、よく覚えています。

個人的には、裁判所を利用しなくて済むのであれば、それに越したことはないと考えています。しかし、それでも裁判所を利用することが必要な方は大勢いらっしゃるし、特に、家庭裁判所は、取り扱う事件の性質上、多くの方々が利用する可能性が高く、弁護士さんに依頼せず、ご自身でいらっしゃることも多い裁判所です。利用される方々が法律のことを知らないのは当たり前のこ



とで、家庭裁判所はそれを前提にご案内します。何かお困りのことがあれば、「気軽に」というわけにはいかないかもしれませんが、せめて、市役所や区役所に行くのと同じ感覚で、あまり身構えずにお越し頂ければと思います。

● 憲法週間にあたり、皆さまへのメッセージをお願いします。



広島家裁内 平和の女神像の前で

最後まで読んでいただき、ありがとうございます。憲法週間だから、というわけではありませんが、裁判所や裁判官について、少しでも身近に感じて頂ければ幸いです。